

定期報告の対象となる昇降機等

種 別	対 象	報告時期
エレベーター（※1）	建築物に設けるエレベーター（下記の①または②を除く） ①籠が住戸内のみを昇降するもの ②労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第138号）第12条第1項第6号に規定するもの	毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間
エスカレーター	建築物に設けるエスカレーター（籠が住戸内のみを昇降するものを除く）	
小荷物専用昇降機（※2）	建築物に設ける小荷物専用昇降機（昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものを除く）	毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの	一般交通の用に供するもの以外のもの	毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	全てのもの	
メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	全てのもの	
※1 かごの水平投影面積1平方メートルを超えるもの、又は、天井高さ1.2メートルを超えるもの。 ※2 かごの水平投影面積1平方メートル以下、かつ、天井高さ1.2メートル以下のもの。		